

議員協議会

令和2年6月8日
委員会室

1 開 会

2 配布資料の確認

3 第74回6月定例会の運営等について

(1) 議会運営委員会委員長報告

(2) その他

4 その他

5 今後の議員協議会開催日について（定例開催）

- ・ 7月14日（火） 午前9時30分から
- ・ 8月11日（火） 午前9時30分から

令和2年6月8日

議員各位

議会運営委員長

令和2年6月1日議会運営委員会の概要について（報告）

去る6月1日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第74回6月定例会の運営等について

ア 委員会提出議案について

委員会提出議案第2号「新型コロナウイルス感染症対策事業の継続実施に係る財政支援の充実を求める意見書」の取扱いについて確認

⇒本日、提案し、質疑、討論、採決（委員会付託は省略）

イ 定例会の日程について

(ア) 日程

6月8日（月）午前9時30分から 議員協議会
午前10時00分から 本会議（第1日）
《本会議終了後、資料請求打合せ》

9日（火）正午 議案質疑通告締切

11日（木）正午 定期監査結果報告書に対する質疑通告締切

※ 文教民生常任委員会委員で質疑がある場合は、事前に総務産業常任委員会委員に依頼のこと。

12日（金）午前10時から 本会議（第2日）

15日（月）午前9時30分から 総務産業常任委員会

16日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会

17日（水）午前9時30分から 予算常任委員会

18日（木）委員会予備日

19日（金）正午 一般質問通告締切

（※新型コロナウイルス感染防止策中につき、今、必要な事項について質問
するよう心がけてください。）

22日（月）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

25日（木）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第3日）

- 26日（金）午前10時00分から 本会議（第4日）
 29日（月） 予備日
 30日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

(イ) 会 期

6月8日（月）から6月29日（月）までの22日間

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る議会対応について

留 意 点
①議案審査と議決を第一とする。
②できる限り3つの密を避ける。
③原則通常の議会運営を行う。



委 員 会 (正副委員長において、円滑な会議運営)	
①1つの机に1人の委員配置 ②手指消毒の徹底とマスクの着用 ③委員会室出入口・窓を開けた状態で会議（冷房運転をした場合は、出入口は閉め、概ね1時間ごとに換気）	【傍聴】 ○議会運営委員会並びに総務産業及び文教民生常任委員会：議員を含め遠慮願う（ただし、最大3人まで可能）。 ○議員協議会及び予算常任委員会：密を避けながらの傍聴席の確保が困難であり、議員を含め遠慮願う。
本 会 議	
①手指消毒の徹底とマスクの着用 ②出入口を開けた状態で会議（冷房運転をした場合は、委員会室の取扱いと同様）	【傍聴】 人数を9人に制限した上で傍聴可 【理事者出席】 第1日 特別職、議案提案説明部長及び議事担当 第2日 特別職、議案質疑答弁部長及び議事担当 第3日 特別職、議案提出部長、一般質問答弁部長及び議事担当 第4日 特別職、一般質問答弁部長及び議事担当

※ 北播磨管内や丹波篠山市、丹波市で新たに感染者が確認された場合⇒原則として、3月定例会時に調整した取扱いを基本に運営（感染者が確認されたとの情報が入った時点で、一旦休憩又は休会し、その後の運営を改めて議会運営委員会で協議）

(2) 政務活動費について

委員からの各会派等の検討状況の報告を受けるが前回から特に進展なし
 ⇒7月15日・水曜日の議会運営委員会までに各会派等で考え方をまとめる。

2 その他

(1) 議会基本条例の検証について

⇒評価が分かれている項目や評価が低い項目をピックアップして、議会運営委員会で検討し、議員協議会で確認

(2) 議員定数調査特別委員会の調査報告について

委員長報告の後、議長から、「市議会として、賛成多数により定数16人を維持する決定を行ったこと、また、少数意見として、定数を14人とし報酬を増額すべき、若しくは現状14人の議員で運営できているのであればこのままで良いとの発言があったこと」を補足

議事日程（第74回西脇市議会定例会第1日）

令和2年6月8日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
	議案第45号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
	議案第46号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第47号	西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第48号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第49号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第3	議案第50号	西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第51号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第52号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第53号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第3号）	〃
第4	議案第54号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
第5	議案第55号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃
第6	議案第56号	財産（集密書架）の取得について	〃
第7	委員会提出 議案第2号	新型コロナウイルス感染症対策事業の継続実施に係る財政支援の充実を求める意見書	総務産業 常任委員長
第8	—	西脇市議会議員定数調査特別委員会の調査報告について	議員定数調査 特別委員長

西脇市議会議長 村井公平

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和2年6月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	吉 田 孝 司
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	黒 坂 公 晶
都 市 経 営 部 長	筒 井 研 策
新庁舎建設担当理事	足 立 英 則
総 務 部 長	藤 原 良 規
福 祉 部 長	細 川 喜 美 博
くらし安心部長	高 田 洋 明
健幸都市推進担当理事	藤 井 善 之
産業活力再生部長	仲 田 仁 久
建 設 水 道 部 長	田 中 浩 敬
西脇病院事務局長	長 井 健
教 育 部 長	森 脇 達 也

事 務 報 告

令和2年5月19日（第73回西脇市議会臨時会第1日）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和2年

5月19日

- ・ 議員協議会
- ・ 第73回西脇市議会臨時会 第1日
- ・ 文教民生常任委員会
- ・ 総務産業常任委員会
- ・ 予算常任委員会

20日

- ・ 第73回西脇市議会臨時会 第2日
- ・ 議員協議会

26日

- ・ 総務産業常任委員会

6月1日

- ・ 議会運営委員会
- ・ 市民さわやか賞表彰式に副議長出席

5日

- ・ 新規立地企業協議会総会に議長出席

委員会提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策事業の継続実施に係る財政支援の充実を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年6月8日

総務産業常任委員会委員長 林 晴 信

(理由)

新型コロナウイルス感染症による市税収入の落ち込みが見込まれる中、自治体の財政力によって対策に差が生じることは避けなければならず、併せて、地方自治体が地域の実情に応じた対策事業を継続して実施できるよう、財政措置を講じることを要望するため。

新型コロナウイルス感染症対策事業の継続実施に係る財政支援の充実を求める意見書

国内では、新型コロナウイルス新規感染者の減少が続いており、5月25日には東京など首都圏と北海道で継続していた緊急事態宣言が全面的に解除された。しかしながら、再び感染拡大することが懸念され、依然として予断を許さない状況が続いている。

国内感染者が確認されて以降、人と人との接触を抑えるため、外出自粛などの移動制限、そして、その誘因となる経済活動を制限する感染拡大防止策が講じられてきた。

しかし、このことが市民生活や雇用環境に多大の影響を与え、地域経済は危機的な状況となっており、多くの市民、とりわけ市内事業者からは、悲鳴に近い声が我々に寄せられている。

このような中、本市では新型コロナウイルス感染症対策に関して、「感染防止」・「生活支援」・「事業継続支援」の3つの視点と、「応急対応」・「緊急支援」・「V字回復」の3つのフェーズによって、国の動向及び地域の実情等を勘案し、時機を捉えて必要な措置を講じている。

具体的な取組として、まず、応急対応フェーズでは、市立西脇病院の発熱トリアージ外来の開設や西脇市多可郡医師会、福祉施設及び認定こども園等へのマスクの提供、放課後児童クラブにおける臨時保育の実施、中小企業者が支払う信用保証料の全額補助等を行っている。

また、緊急支援フェーズでは、特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金の給付をはじめ、本市の独自事業として、水道料金の免除、中小事業者事業継続応援交付金・児童扶養手当受給者への子育て支援特別給付金・大学等への通学困難者への生活支援金の給付、感染防止に係る衛生資材等の購入など諸事業を鋭意進めている。

今後、地域経済のV字回復等に向けた支援を進める必要があるが、新型コロナウイルス感染症による市税収入の落ち込みが見込まれ、財政基盤が脆弱な自治体にとって、継続した対策を講ずることは極めて厳しい状況にある。

現在、国民が一丸となって、今まで経験したことのない難局に立ち向かっているだけに、自治体の財政力によって対策に差が生じることは避けなければならない。

国におかれては、地方自治体が地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策事業を継続して実施できるよう、この感染症が終息するまで、引き続き財政措置を講じていただくことを強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続の上、増額を図るとともに、地方自治体の実情に応じた対策が講じられる自由度の高いものとする。
2. 特別交付税総額の増額を図るとともに、地方自治体が地域の実情に応じて独自に実施する事業を対象事業に含めて財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月8日

西 脇 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

} 様